

会 議 録

会議名称	第10回 杉並区動物との共生具体化検討委員会
日 時	平成19年7月25日(水) 午後2時00分～午後3時30分
場 所	杉並保健所 地下1階 講堂
出席者	委 員 矢花公平委員、山崎いく子委員、林光委員、浅田隆委員、大塚友佳委員、北風進委員、吉野稔委員、吉田進委員、馬場誠一委員 事務局 教育委員会事務局済美教育センター指導主事、生活衛生課管理係長、生活衛生課動物施策担当係長、生活衛生課管理係主査
傍聴者	5名
当日配付資料	資料1 (仮称) 杉並区動物との共生プランへの提言 (最終報告) (案) 資料2 「杉並区動物との共生プランへの提言 (中間のまとめ)」についての区民意見の募集 実施状況と意見内容 資料3 杉並区区政モニターアンケート 集計結果報告
議 事 等 (要 旨)	
<p>〔議 題〕</p> <p>(1) 資料2及び資料3について</p> <p>(2) 資料1 (仮称) 杉並区動物との共生プランへの提言 (最終報告) (案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都獣医師会杉並支部長交代により米川委員から林光委員へ委員が交代した ・中島委員の辞退により大塚友佳委員へ委員が交代した ・杉並区の人事異動により末久委員・加藤委員・皆川委員・種村委員から北風進委員・吉野稔委員・吉田進委員・根本信司委員へ委員が交代した <p>(1) 「資料2及び資料3について」の意見等</p> <p>《配付資料の説明》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料2 「(仮称) 杉並区動物との共生プランへの提言 (中間のまとめ)」に関する区民意見募集、資料3 「杉並区区政モニターアンケート」の実施状況と結果について事務局から説明 	

- ・ 苦情の多くが犬のふんの放置と猫のふん尿が原因であり、この2つを解決すればほぼ問題がなくなる。マナーの徹底といえればそれですむが、看板を町内に配ったり、近所に掲示したりしてこれを区民に具体的に伝えていけば良いのではないか。

(2) 資料1「(仮称) 杉並区動物との共生プランへの提言(最終報告)(案)」

についての委員からの主な意見等

〈配付資料の説明〉

- ・ 資料1「(仮称) 杉並区動物との共生プランへの提言(最終報告)(案)」について事務局から説明(主な変更は、懇談会報告に基づき理念を追加し、飼い主のいない猫対策・協働を優先し推進プラン1、2を入れ替えている。)
- ・ 6ページ(仮称) 杉並区動物適正飼養普及員制度の創設の「地域環境を悪化させるような～助言・支援、区への～」の支援は、環境を悪化させるような餌やりの部分にかかり不適切ではないか?また、これに関連している13ページ飼い主のいない猫との共生ガイドラインの普及啓発には、具体的な注意・指導等となっている。きちんとルールを守っているボランティアには支援であろうが、環境を悪化させるような餌やりは住民から同一視され迷惑であり、具体的な助言・区への情報提供ではないか。
- ・ 8ページ飼い猫の登録制の実施に東京都獣医師会杉並支部がどのような理由で入ったのか。
- ・ 登録制の推進は、理解をいただいた団体・ボランティアに協力をいただき進めていく。ご協力いただきたい関係機関で最初にあげるべき団体であり、今回の色々な施策に東京都獣医師会杉並支部のご協力を掲げているがここでは抜けていたので、特に東京都獣医師会杉並支部の意思に関係なく載せていただいた。
- ・ 動物病院は、飼い主と方と接しているので普及しやすいこともあり、社会的にも依頼があれば支部の同意をえて協力すべきなのではと思う。登録制があれば、自分のねこと証明でき犬と同じように市民権をえられる。

- ・ プラン3の犬の登録率100パーセントを目指して欲しい。
- ・ プラン4の飼い主のいない猫との～普及啓発で、改善を求めるための実現可能な規制方法には罰則は入るのか？
- ・ 罰則は入る。罰則は、ガイドラインなどではできず、条例でなければできない。条例になれば罰則はできるが、可能性があるということで、それが必要であるかは今後の検討による。
- ・ 宣言条例では罰則はないが、何らかの区民を規制する場合には罰則も検討対象になるが、あくまでも可能性があるということだ。各施策を優先して実施し、今後施策の効果や意見等をもとに条例を策定するかは検討していく。
- ・ 家に来ている猫に餌をやり近隣に迷惑をかけている場合に、区に連絡をすると動物適正飼養普及員がすぐ来て対応してくれる体制を作って欲しい。近隣では苦情等は言いにくく、トラブルになると続いてしまう。
- ・ 行政がやらなければならないものは行政が行っていくが、動物適正飼養普及員に研修などを行い、不適切な管理をしている人にアドバイスをして苦情が減っていくことを期待する。
- ・ 保健所や動物適正飼養普及員は、苦情双方が直接ぶつからないようクッションの役割になるのではないか。
- ・ トラブルになった時に、色々な得意の分野を持った人たちが解決法を出し助けられるグループがあればよい、それを育てるのが協働ではないか。
- ・ 子供と動物の環境づくりのところで、「動物通信」を5年生だけでなく低学年にも配付して欲しい。
- ・ 5年生になると、動物の構造・生理学的なものも解かり大人も利用できる。低学年も解かるも

のを作るのは難しい。しかし、子供の教育環境作りにこの様な取り組みは重要だ。虐待とは、棒で突くだけでなく、餌だけやり繁殖をくりかえし子は死んでしまうような適正に管理できないことも、動物虐待のカテゴリーにはいる。学校教育の中で、このようなことを伝えられればよい。そうすれば、大人になる20年後には役立つのではないか。都会では都会なりの教育があつてモラルの範囲でできればよいのではないか。

- ・ その他、各委員から文章表現などについて修正意見が出された。それらをもとに事務局が修正等を行い、正副会長がみた後に、杉並区動物との共生プランへの提言（最終報告）とすることが決定された。